

①国名	Republic of Austria (AT) (オーストリア共和国)				
②名称	Federal Ministry for Transport, Innovation and Technology / Austrian Patent Office				
③所在地	P.O.B 95, Dresdner Str. 87; A-1200 Vienna				
④連絡先	(電話) (43 1) 53 42 4-0 (FAX) (43 1) 53 42 4-535 (E-mail) info@patentamt.at (internet) http://www.patentamt.at				
⑤組織の長	President: Mag. Mariana Karepova				
⑥沿革	(1) オーストリア特許法のルーツは、16世紀の特権法に遡る。 (2) 近代特許の最初の法案は、1899年に制定された。 (3) 特許法は、その後、2004年12月、更に2009年に法律第135により改正が行われ、2010年1月1日から施行されている。また、実用新案についても同様に、2009年に法律第126号により改正が行われ、2010年1月1日から施行されている。				
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標、 、 、 、 、 、				
⑩加盟条約	WIPO 1973/8/11	ベルヌ 1920/10/1	ブリュッセル 1982/8/6	フィルム登録 1991/2/27	マドリッド(原産地表示)
	ナイロビ(オリンピック)	パリ 1909/1/1	PLT	レコード保護 1982/8/21	ローマ 1973/6/9
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権) 2010/3/14	WPPT(演奏及びレコード) 2010/3/14
	ブタペスト 1984/4/26	ロンドンアクト	ヘーグ ヘーグアクト	ジュネーブアクト	リスボン
	マドリッド(標章) 1909/1/1	マドプロ 1999/4/13	PCT 1979/4/23	ロカルノ 1990/9/26	ニース 1969/11/30
	ストラスブール 1975/10/7	ウィーン 1999/10/27	WTO 1995/1/1		

①国名	Republic of Austria (AT) (オーストリア共和国)						
①統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年	
	特許	全数	2,305	2,207	2,274	2,297	
		(内 外国出願)	232	168	208	173	
		(内 日本から)	12	5	7	12	
		(内 PCTルート)	565	427	429	468	
	実用新案	全数	595	537	450	440	
		(内 外国出願)	146	157	126	145	
	意匠	全数	781	483	583	373	
		(内 外国出願)	376	179	187	55	
		(内 日本から)	2				
	商標	全数	8,195	8,633	8,862	8,616	
		(内 外国出願)	3,136	3,249	3,173	2,932	
		(内 日本から)	26	20	20	16	
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年	
	特許	全数	1,102	1,189	1,112	1,058	
		(内 外国出願)	122	184	139	125	
		(内 日本から)	9	9	8	6	
		(内 PCTルート)	26	23	24	22	
	実用新案	全数	348	521	465	406	
		(内 外国出願)	81	152	144	130	
	意匠	全数	789	589	516	468	
		(内 外国出願)	386	230	134	163	
		(内 日本から)		2			
	商標	全数	7,432	8,476	7,980	7,618	
		(内 外国出願)	3,357	3,406	3,275	2,890	
		(内 日本から)	34	21	28	21	
	(出典): WIPO IP Statistics						

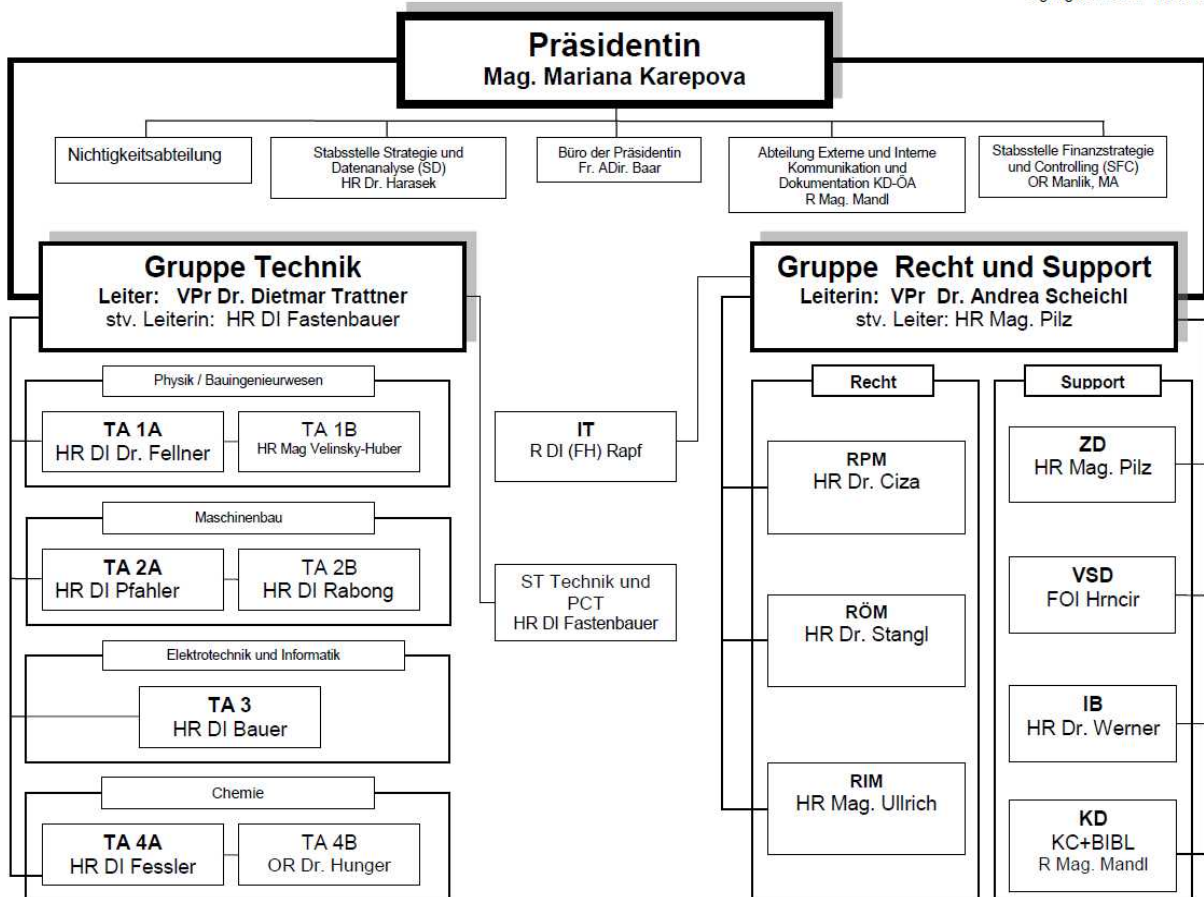
①国名

Republic of Austria (AT)
(オーストリア共和国)

⑫ 組 織

<組織図> 特許庁はFederal Ministry for Transport, Innovation and Technology(運輸、発明及び技術連邦の省)下部組織である。

Organigramm ÖPA – 1.6.2017



①国名	Republic of Austria (AT) (オーストリア共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2014年1月1日施行
	③地理的効力の範囲	オーストリア国内のみ
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (特許法第4条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。オーストリア国内に居所又は事業所を有しない出願人は、オーストリアの代理人(公認の特許代理人、弁護士又は公証人)を選任しなければならない。 (特許法第21条(4))
	⑦出願言語	明細書、クレーム、図面、要約は英語又はフランス語でも作成できる。(第89条(2)) その場合は所定の期間内にドイツ語翻訳文を提出する。(特許法第91a条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。 (特許法28条(1))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第3条(1))
	⑩グレースピリオド	有。出願人又はその前権利者にとって不利となる明白な濫用による公開、及び国際的な博覧会における展示等による開示日から6月。(特許法第3条(4))
	⑪非特許対象	1. 発見並びに科学の理論及び数学的方法 2. 人体であって、形成及び発育の種々の段階にあるもの 3. 遺伝子の配列又は部分配列を含む、人体の構成要素についての単なる発見 4. 審美的創作物 5. 精神的な行為の遂行、遊戯又は事業活動のための計画、法則及び方法並びにコンピュータ・プログラム 6. 情報の提示 (第1条(3)) 1. 公の秩序又は善良の風俗に違反することになる発明 2. ヒトをクローン化する方法 3. ヒトの遺伝子系列の遺伝的同一性を変更する方法 4. ヒト胚の使用 5. ヒト及び動物の生殖細胞、全能性を有する細胞から生じるキメラの生産及び利用 6. 動物の遺伝子的同一性を変更する方法であって、人間又は当該動物に対する実質的利益を与えることなく、当該動物に苦痛を与える虞のもの 7. 人体又は動物の体についての外科的又は治療的処置のための方法及び人体及び動物の体について行う診断方法 8. 植物又は動物の種類並びに植物又は動物を生産するための基本的に生物学的方法
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。完全審査が行われる。 (特許法第99条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日又は優先日後の18月経過後に公開される。 (特許法第101条(1))
	⑯異議申立制度の有無	有。何人も、特許登録の公告日から4月以内に異議申立を行うことができる。 (特許法第102条(1))
	⑰無効審判制度の有無	何時でも無効審判を請求することができる。(特許法第48条、第112条)
	⑱実施義務	有。特許出願日から4年、又は特許付与日から3年の何れか遅い方までに実施が不十分な場合は、強制実施権設定の対象となる(特許法第37条(1)、(2))

①国名	Republic of Austria (AT) (オーストリア共和国)		
⑱費用 単位 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用]	出願及び調査手数料: 230 EUR	
	クレーム手数料	100 EUR(10超の各10クレーム毎に)	
	出願公開手数料	200 EUR 130 EUR(15頁超の各15頁毎に)	
	新規性調査手数料	230 EUR	
	[特許権維持に掛かる費用]	年金	
	6年次	100 EUR	13年次 800 EUR
	7年次	200 EUR	14年次 900 EUR
	8年次	300 EUR	15年次 1,000 EUR
	9年次	400 EUR	16年次 1,100 EUR
	10年次	500 EUR	17年次 1,200 EUR
	11年次	600 EUR	18年次 1,300 EUR
	12年次	700 EUR	19年次 1,500 EUR
		20年次 1,700 EUR	
⑳料金減免措置 の有無	有。特許出願手数料に関し、納付期限の延長若しくは納付免除を要望 又は既に認められているときは、出願人は願書にその旨を記載する。 (工業所有権規則第8条(5))		
㉑PCTにおける 国内料金減額 措置の有無	無。		

①国名	Republic of Austria (AT) (オーストリア共和国)	
实用新案制度	②最新实用新案の施行年月日	2010年1月1日施行 (2009年法律126号)
	③地理的効力の範囲	オーストリア国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	考案者及び承継人(自然人、法人) (実案法第7条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 (実案法第39条(4))
	⑦出願言語	明細書、クレーム、図面、要約は英語又はフランス語でもよい。 所定の期間内にドイツ語翻訳文を提出する必要がある(実案法第14条(4))
	⑧实用新案権の存続期間及び起算日	出願した月の末日から10年。 (実案法第6条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (実案法第3条(1))
	⑩グレースピリオド	有。出願人又はその前権利者による開示、又は出願人又はその前権利者にとって不利となる明白な濫用による公開にもとづく開示日から6月。(実案法第3条(4))
	⑪不登録対象	1. 発見並びに科学の理論及び数学的方法 2. 審美的創作物 3. 精神的な行為の遂行、遊戯又は事業活動のための計画、規則及び方法並びにコンピュータのためのプログラム 4. 情報の提示 (第1条(3))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。方式審査のみ。単一性についての審査は行われる。先行技術に関するサーチ・レポートが作成される。 (実案法18条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願は登録後、公告(公開)される。 (実案法第22条)。
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	有。何人も、何時でも特許の無効審判を請求することができる。 (実案法第28条)
	⑱実施義務	無。
	⑲費用 単位 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願手数料 100 EUR 公告手数料 130 EUR 早期公告手数料 280 EUR クレーム手数料 100 EUR(10超の各10クレーム毎に)
		[实用新案権維持に掛かる費用] 年金
		4年次 50 EUR 7年次 300 EUR
		5年次 100 EUR 8年次 350 EUR
		6年次 250 EUR 9年次 400 EUR
		10年次 450 EUR

①国名	<p style="text-align: center;">Republic of Austria (AT) (オーストリア共和国)</p>	
	②①料金減免措置の有無	有。低所得者は減額請求ができる。
	②①PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。

①国名	Republic of Austria (AT) (オーストリア共和国)	
	②④費用 単位 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 (単一意匠出願) 85 EUR (複数意匠出願) 142 EUR(10意匠まで 18 EUR(10超の各意匠につき)) 公告手数料 25EUR(各意匠につき) [意匠権維持に掛かる費用] 存続期間更新料 (単一意匠出願) 125 EUR (複数意匠出願) 85 EUR(各意匠につき)
	②⑤料金減免措置 の有無	有。貧困者は、減額請求できる。

①国名	<p style="text-align: center;">Republic of Austria (AT) (オーストリア共和国)</p>	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2016年8月1日改正(BGB1.I No.71/2016)
	③地理的効力の範囲	オーストリア国内のみ
	④他国制度との関連	欧州連合(EU)加盟国(EUIPO)
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、地理的表示
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、三次元商標、結合商標、音響商標
	⑦出願人資格	自然人及び、承継人(自然人、法人)
	⑧権利付与の原則	先願主義 (商標法第23条(1))
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。オーストリアに営業所又は非居住の者は、公認の弁護士、特許弁護士又は公証人を代理人として選任しなければならない。また、住所又は営業所が欧州経済地域(EEA)又はスイス連合内にある者は、オーストリアに在住の送達代理人を選任しなければならない。 (商標法第61条(4))
	⑪出願言語	ドイツ語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	登録日から効力を生じ、保護期間は、商標が登録された月の末日から10年をもって終了。10年ごとに更新できる。 (商標法第19条)
	⑬クレスピリオド	有。オーストリア又は外国における博覧会の閉会日から3月以内に、その商標を特許庁に出願(商標法第25条, 第26条, 第27条)
	⑭不登録対象	<p>1. 次の内容のみをもって構成されているもの</p> <p>(a) 国の紋章、旗章若しくはそれ以外の記章又はオーストリア地方公共団体の紋章</p> <p>(b) オーストリア又は告示によって定められる外国の公的な監督用又は証明用の標識であって、これらと同一又は類似の商品若しくはサービスについて導入されるもの</p> <p>(c) 工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国が参加している国際機関の標識</p> <p>2. 商標として登録することができないもの</p> <p>3. 識別性を有していないもの</p> <p>4. 取引において、種類、品質、数量、用途、価格、原産地又は商品の製造時期若しくはサービスの提供時期を指定する、又は商品若しくはサービスに係わるその他の特徴を指定するのに役立つ標識又は表示のみをもって構成されているもの</p> <p>5. 日常言語において、又は善良かつ確立した取引慣行において、商品又はサービスを識別表示するために慣例的に使用されている標識又は表示のみをもって構成されているもの</p> <p>6. 商品の性質自体によって定まる形状又は技術的効果を達成するために必要な商品の形状又は商品にその本来の価値を与える形状のみをもって構成されているもの</p> <p>7. 公の秩序又は善良の風俗に反するもの</p> <p>8. 商品又はサービスの性質、品質又は原産地等に関し、公衆を欺く虞のある性質のもの</p> <p>9. 地理的情報であって、ぶどう酒を特定し、かつ、そこを原産地としていないぶどう酒を対象としているもの又は蒸留酒を特定し、かつ、そこを原産地としていない蒸留酒を対象としているもの、を含んでいるか又はそれによって構成されているもの (商標法第4条)</p>
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。(商標法第1条, 第4条(1)2)

①国名	Republic of Austria (AT) (オーストリア共和国)	
	⑰一出願多区分制度の有無	有。
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。審査は、登録要件について行われた後、出願と同一分類について登録されている先の同一又は類似商標に関する調査報告が行われ、次に絶対的拒絶理由についての審査が行われる。(商標法第20条(2)、第21条)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、商標は登録後に公告(公開)される(商標法第17条)。
	㉒異議申立制度の有無	有。何人も商標の登録が公告された日から3月以内に登録についての異議申立をすることができる。(商標法第29a条(1))
	㉓無効審判制度の有無	有。 (商標法第30条)
	㉔不使用取消制度の有無	有。5年。継続して5年以上の不使用は、不使用取消の対象となる。 (商標法第33a条)
	㉕商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。
	㉖図形要素の分類	国際図形分類(ウィーン分類)を採用している。
	㉗譲渡要件	無。商標権は、営業の譲渡とは関係なく譲渡することができる。 (商標法第11条(1))
⑳費用 単位 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用]	
	登録手数料	359 EUR
	追加手数料	72 EUR(4クラス以上の各クラスにつき)
	登録手数料(最初の10年間)	200 EUR
	登録公告料	25 EUR
㉙料金減免措置の有無	[商標権維持に掛かる費用]	
	存続期間更新手数料	650 EUR